

本事前周知措置は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づき実施しております。

作成日R7.11.15
作成者(株)ビズグリーン金沢
笠井 秀行

(設備IDA869144E8) 近畿経済産業局(20170828資第19号)

鯖江市冬島町2字西ノ城1番4 産業用太陽光発電設備事業譲渡(稼働中)による説明事項

システム概要 低圧(50KW未満) ※野立て

YL270C-30b 270w×117枚 (インリーソーラー) 製造期間2012年4月～2016年10月

対象物質含有率一覧 鉛、カドミウム、ヒ素、セレン全て(含有率 基準値(0.1wt%=1000ppm)未満)

PCS:PVS9R9T200A 9.9kW×3台 29.7KWシステム(新電元工業)

DC出力:31.590kW AC出力:29.700kW 災害時(パワーコンディショナの自立運転機能あり、給電用コンセント無し)

①事業計画(事業譲渡)上記稼働中の太陽光発電設備を設備ID A569144E18 事業者名
内藤 壽子様より(株)ビズグリーン金沢へ事業譲渡を行うものとする。

②再エネ発電事業の実施に当たって自治体等との間で締結した協定等の承継その他の円滑かつ確実な事業継続に関する事項
についての周知につきましては、現在までに自治体等との協定の承継、その他円滑かつ確実な事業継続に関して周知を要する
事項は発生しておらず、今後該当事象が生じた場合には、適切に周知を行う予定です。

③関係法令遵守状況

1、災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わるもの

- ・森林法における林地開発許可 →該当無し
- ・宅地造成及び特定盛土等規制法の許可→該当無し
- ・自然環境、警官の保護等、許認可、届出→該当無し

(i) 再エネ発電事業の実施の為に必要な認定申請要件 電力受給契約締結済案件、設備認定取得済案件

- ・森林法第10条の2第1項の開発行為の許可(林地開発許可) →該当無し
- ・盛土規制法第12条第1項及び第30条第1項の許可 →該当無し
- ・旧盛土規制法第8条第1項本文の許可 →該当無し
- ・砂防法第4条第1項(同法第3条において準用する場合を含む。)の規定に基づく制限として行う処分 →該当無し
- ・地すべり等防止法第18条第1項及び第42条第1項の許可 →該当無し
- ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条第1項の許可 →該当無し



鯖江市冬島町2字西ノ城1番4 産業用太陽光発電設備事業譲渡(稼働中)による説明事項②

(ii)「再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続き状況報告書」に記載の法令に基づく許認可届出 該当無し

- ・国土利用計画法に基づく土地売買等届出 →該当無し
- ・都市計画法に基づく開発許可 →該当無し
- ・河川法に基づく工作物新築等許可、河川区域内の土地占用・掘削許可 →該当無し
- ・港湾法に基づく港湾区域内の水域又は港湾隣接地域における占用許可、臨港地区内の行為届出 →該当無し
- ・海岸法に基づく海岸保全区域等内の占用・行為許可 →該当無し
- ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可 →該当無し
- ・砂防法に基づく砂防指定地における行為許可、砂防設備の占用許可 →該当無し
- ・地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域内又はぼた山崩壊防止区域内の行為許可 →該当無し
- ・景観法に基づく景観計画区域、景観地区内の行為届出 →該当無し
- ・農業振興地域の整備に関する法律に基づく市町村の農業振興地域整備計画の変更手続 →該当無し
- ・農地法に基づく農地転用許可 →該当無し
- ・森林法に基づく林地開発許可 →該当無し
- ・森林法に基づく保安林指定解除手続、伐採及び伐採後の造林の届出 →該当無し
- ・文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出、史跡・名勝・天然記念物指定地の現状変更許可 →該当無し
- ・土壤汚染対策法に基づく土地の形質変更届出 →該当無し
- ・自然公園法に基づく特別地域・特別保護地区内の行為許可 →該当無し
- ・自然環境保全法に基づく自然環境保全地域内の行為許可 →該当無し
- ・絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区の管理地区等内の行為許可 →該当無し
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区の特別保護地区の区域内の行為許可 →該当無し
- ・環境影響評価法・条例に係る環境影響評価手続 →該当無し
- ・宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等工事規制区域内・特定盛土等規制区域内の工事許可 →該当無し

(i)、(ii)の法令を遵守するための実施体制につきましては、事業内容に応じて整理し遵守すべき事項を明確化しています。これらの法令については、担当部署および責任者を定め日常的な確認および管理を行っています。また、設備の設計・設置・運転・保守の各段階において、法令遵守状況を確認するチェック体制を構築しています。さらに、法令改正や行政からの指導・要請については、速やかに情報収集を行い、関係者間で共有するとともに、事業運営へ適切に反映させる体制を整えています。以上により、法令を遵守し、円滑かつ確実な事業運営を行う体制を構築しています。

鯖江市冬島町2字西ノ城1番4 産業用太陽光発電設備事業譲渡(稼働中)による説明事項③

(iii)条例において自然環境、景観の保護等を目的として再エネ発電事業の実施に当たっての開発や再エネ設備等の工作物の設置にあたっての当該許認可、届け出等 該当無し

(iv)自然環境・生活環境面の影響及び予防措置に関し、以下の項目につき影響及び予防措置の双方またはいずれか一方の説明

・雑草の繁茂につきましては、本事業用地においては、雑草の繁茂を防止するため、定期的な除草および予防的な管理を実施しています。具体的には、防草対策を講じたうえで、必要に応じて巡回点検を行っており、現在のところ雑草の繁茂は確認されていません。

(v)再エネ発電事業に伴い生じ得る廃棄物の撤去等に関する影響及び予防措置に関し、土地開発に係る許認可等に基づき、発電事業終了後の土地の原状回復義務を負う場合にあっては、本発電設備事業の終了に際しては、関係法令を遵守のうえ発電設備および付帯設備を適切に撤去し、土地を原則として更地の状態に復旧する予定としています。

④土地権原取得状況

再エネ発電設備の設置場所に係る所有権は、(株)ビズグリーン金沢と内藤 壽子との間にて売買契約及び登記申請を既に完了し(株)ビズグリーン金沢の所有となる。
賃借権無し

⑤再エネ発電事業の設置工事の概要に関し、既に稼働中の設備の為新規工事は行いません。

⑥関係者情報

・事業者情報 株式会社ビズグリーン金沢

〒920-0061

石川県金沢市問屋町2-43-2 武蔵電業社ビル2階

代表者取締役社長 笠井 秀行 (会社経営全般を統括)

保守点検責任者 高橋 二志夫 (保守・点検全般を統括)

出資者 (株)ビズグリーン金沢 100%

鯖江市冬島町2字西ノ城1番4 産業用太陽光発電設備事業譲渡(稼働中)による説明事項④

⑦事業の影響と予防措置

(i)景観面への影響、再エネ設備の高さ2.0mの為景観を害する高さにはございません、敷地境界線より2mのスペースを確保しており障害になる設備はございません。
自然環境・生活環境面の影響および予防措置として・騒音・振動に関して使用PCS(パワーコンディショナ)には土地地面ではなく、緩衝材付架台にて設置をしており振動に関しては問題ございません、騒音に関しては機器の前で通常の会話が問題なく聞き取れる程となります、また隣接境界線よりクリアランスを充分確保の上設置中となります。水の汚れ濁りに関しては建設済の設備の為造成の施工は無し、地形の変化等無し、水質汚濁に係る事項もございません。
反射光に関しては、南側敷地が県所有地の為建設物がなく問題ございません。雑草の繁茂に関しては、年に2度の点検時、草刈り作業及び除草措置を講ずる薬品の散布により住民に影響が出ない様適切な予防措置をとり実施致します。

(ii)【安全面】斜面への設置(該当無し)、盛土切土(該当無し)、地盤強度(土地改良整地済)、排水対策(済)法面保護斜面崩落防止策(該当無し)、防災施設の施工設置(該当無し)設備設計(メーカー基準による架台設置済)管理の継続性(年に2度の点検を実施し、ケーブル状態、PCS(パワーコンディショナ)電圧確認、漏電確認等を定期的に行う)事業終了後の措置(再エネ発電事業終了予定※FIT 令和17年6月経過後設備撤去し土地の現状回復を予定とする。ただし、電力との協議の上事業継続する場合この限りではございません。)適切な予防措置(既設フェンスの維持を行い、扉錠などお子様等侵入注意看板を設け安全対策を行います。
雑草の繁茂(年に2度の点検時、除草措置を講ずる)薬品の散布により住民に影響が出ない様適切な予防措置をとり実施致します。破棄等(設備の廃棄費用の総額508,200円※産業廃棄処分費算出方法1KW/16,000円×31.59KWモジュール1ヶ月3,850円の積立により1年に46,200円を積立事業譲渡完了日を起算とし11年後の令和18年迄に積立をする事とする。解体工事に伴って発生する産業廃棄物処理量は、太陽光モジュールYL270C-30b、2,164Kg及び架台980Kg、スクリュー杭500Kg、フェンス250Kg、パワーコンディショナ64Kg×3台192Kgとなります。※残土無し 廃棄物処理、清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に遵守し、専門の産業廃棄物処理業者への依頼を行い処理致します。

事前周知として、本設備から境界線からの水平距離100mの範囲内の居住者(周辺地域の住民の方々)へのポスティングによる戸別訪問にて書面配布と致します。
本事前周知における質問フォームに関しましては、(株)ビズグリーン金沢 お問い合わせフォーム<https://bizgreenkanazawa.co.jp/inquiry>にて受付致します。※受付期間R7.11.15～11.30迄

旧認定事業者 内藤 壽子
新認定事業者 (株)ビズグリーン金沢
代表取締役 笠井 秀行